**平成２１年（フ）第１０２６号**
静岡市清水区清水町７番２号
債務者　伊藤　慶子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６５号**
静岡市清水区春日１丁目６番30号　春日ハイツ201号、旧住所静岡市清水区沼田町４番30号　沼田ハイツ３Ｂ
債務者　伊藤　雅志
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５２号**
長崎県佐世保市花高１丁目６番４―401号
債務者　本田　武司
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第５３号**
長崎県佐世保市花高１丁目６番４―401号
債務者　本田　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第６３号**
長崎県佐世保市松原町98番地　Ｂ―２棟203号
債務者　瀬守　文栄
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第４９号**
沖縄県宜野湾市大山３丁目23番12号　トクムラＡＮＮＥＸ　Ｖ　Ｄ―03号
債務者　喜屋武菅子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第５０号**
沖縄県沖縄市胡屋２丁目15番16号　並里アパート302
債務者　長山千加子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１９号**
島根県浜田市高佐町586番地６―203
債務者　岡　　将樹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２２年（フ）第２０号**
島根県浜田市長沢町607番地３
債務者　長谷川　創
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２２年（フ）第１４４号**
静岡市駿河区小鹿841番地の１　第３ハイツ小鹿204号
債務者　檜山　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３８３号**
東京都町田市木曽西１丁目６番12号メゾン山口102
債務者　小林　麻矢
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第１３０号**
青森県弘前市大字百沢字笹平58番地２
破産者　赤石　武悦
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第３２６号**
富山市婦中町浜子11番地３
破産者　荻生　　豊
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３３３号**
富山市二口町３丁目５番地14　フォーレスト41ロード103号
破産者　宮本　朋美
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４０８号**
大阪府大阪市平野区長吉川辺３丁目17番７号アレフ八尾南602号、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１　Ｃ113号室
破産者　野島　一紀
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２１年（フ）第５９０号**
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3388番地２
破産者　松浦眞由美（旧姓小関）
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係